

訪問看護ステーションクラ工厚木 医療保険 訪問看護利用料金一覧表

令和8年1月1日

利用料の種類			利用料金	利用者負担額	
基本療養費	基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで	看護師等 理学療法士等	5,550円	
		週4日目以降	看護師等 理学療法士等	6,550円 5,550円	
	基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者 (※18)	週3日目まで	同一日に2人 同一日に3人以上	5,550円 2,780円	
		週4日目以降	同一日に2人 " 理学療法士等 同一日に3人以上 " 理学療法士等	6,550円 5,550円 3,280円 2,780円	
		基本療養費(Ⅲ)	外泊時/回	(※19)	
				8,500円	
療養管理費	管理療養費1	毎月1回目		7,670円	
		2回目以降		3,000円	
加算	その他	イ) 1日2回の場合			
		(1)同一建物内1人	4,500円	健康保険法・ 国民健康法・ 後期高齢者 医療に基づき 所定の額(1~ 3割)を徴収さ せていただま す	
		(2)同一建物内2人	4,500円		
		(3)同一建物内3人以上	4,000円		
		ロ) 1日3回以上の場合			
		(1)同一建物内1人	8,000円		
		(2)同一建物内2人	8,000円		
		(3)同一建物内3人以上	7,200円		
			(※2)		
			(※3)		
		特別管理加算	2,500円		
		緊急訪問看護加算(※4)	5,000円		
		月14日目まで	2,650円		
		月15日目以降	2,000円		
		24時間対応体制加算	6,800円		
		乳幼児加算	(※5)		
			厚生労働大臣が 定める者	1,300円/日 1,800円/日	
		在宅患者連携指導加算	(※6)	3,000円	
		在宅患者緊急時等カンファレンス加算(※7)	月2回	2,000円	
		訪問看護情報提供療養費1.2.3(※8)		1,500円	
その他		退院支援指導加算	(※9)	6,000円	
				8,400円	
		退院時共同指導加算(※1.2.3の方は2回まで算定できる)	(※10)	8,000円	
		特別管理指導加算	(※11)	2,000円	
		看護・介護職員連携強化加算	(※12)	2,500円	
		長時間訪問看護加算	(※13)	5,200円	
		複数名訪問看護加算	(※14)		
			週1回	4,500円	
		イ: 看護職員が他の看護師等と同時訪問	同一建物内1人,又は2人、 同3人以上	4,000円	
		訪問看護ターミナルケア療養費1	(※15)	25,000円	
		訪問看護ターミナルケア療養費2		10,000円	
		夜間・早朝加算(6時~8時・18時~22時)	(※16)	2,100円	
		深夜加算(22時~6時)	(※17)	4,200円	
		訪問看護医療DX情報活用加算	(※20)	50円	
		訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	(※21)	780円	
交通費		・ 保険外の訪問看護		3,000円/30分毎	
		早朝(午前6時~午前8時)、夜間(午後6時~午後10時)は25%増		3,750円/30分毎	
		深夜(午後10時~午前6時)は50%増		4,500円/30分毎	
		休日(午前6時~午後10時)は35%増		4,050円/30分毎	
		休日深夜(午後10時~午前6時)は60%増		4,800円/30分毎	
		・ 衛生材料(ガーゼなど)		自 費	
		・ サービス実施記録の複写代(郵送代別)		1,800円	
		・ 死後の処置 (営業時間内)		15,000円	
		" (営業時間外、休業日の終日)		20,000円	
		・ 外出の同行 2時間以内 (指定訪問看護利用者からの依頼)		20,000円	
		" 2時間以上		10,000円加算/時	
交通費	2km未満	ステーションからの片道直径		200円/回	
	2km以上			300円/回	